

第 2 2 期 第 3 8 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和 6 年 1 0 月 1 6 日（水）午後 1 時 3 0 分

2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1－2 2
アラスカ会館 2 階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	委 員	東 田 義 廣
	〃	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	木 村 慶 造
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	竹 林 雅 史
	〃	南 谷 雅 人
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	宮 野 昭 一
	〃	中 居 裕
	欠席委員	二本柳 勝
	〃	松 下 誠四郎
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	堤 静 子
県 側	水産振興課 漁業管理グループ 副参事	野 月 浩
	三八地方水産事務所 所長	蝦 名 浩
	下北地方水産事務所 水産普及課長	竹 谷 裕 平
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	田 中 規 雄
	技師	傳 法 利 行

4 提出議案・審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：東部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について

申請どおり承認することに決定された。

5 議事の経過

会 長

それでは、予定されている委員の皆さんがお揃いでありますので、ただ今から、第22期第38回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第38回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案2件、報告事項1件の審議が予定されています。委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える11名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、田高委員と中居委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回の諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

よろしくお願いいたします。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会 長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案第1号につきまして、県から説明させていただきます。

資料の方ですが、1枚めくっていただきまして、2ページ目を御覧いただければと思います。

いつものように漁業種類、そして、漁業を営む者の資格と許可又は起業の認可をすべき船舶等の数等について説明させていただきます。

最初の2ページ目ですけども、こちらは、かれい固定式刺し網漁業でございます。

漁業を営む者の資格としては、八戸鮫浦、八戸みなと、百石町、そして三沢市の各漁協の組合員ということで、許可すべき船舶等の数は15隻というふうになってございます。

続いて、3ページ目を御覧いただければと思います。

こちらも、同じく、かれい固定式刺し網漁業でございます。

八戸市南浜、階上の両漁協の組合員であることが、漁業を営む者の資格というふう

になっており、許可すべき船舶等の隻数は17隻というふうになってございます。

こちらが、2ページ、3ページ目ですけども。

続いて、4ページを御覧いただければと思います。

4ページから6ページですけども、こちらは、あんこう固定式刺し網漁業でございます。

4ページ目の方は、漁業を営む者の資格は、風間浦漁協の下風呂地区の漁業者ということになっております。

許可すべき漁業者の数は、船舶等の数は9隻というふうになってございます。

内容は同じですが、続いて5ページ目を御覧いただければと思います。

こちらの方は、同じく風間浦漁協の易国間地区の漁業者ということで、合計2隻というふうになってございます。

そして更に、最後の6ページ目につきましては、こちらも風間浦漁協の蛇浦地区の漁業者ということで、許可すべき船舶等の数は3隻というふうになってございます。

県からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手のうえ私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

御質問、御意見、ありませんですか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは議案第1号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に、議案第２号「東部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、議案第２号につきまして説明いたします。

いか釣りの承認漁業における相続、承継、代船等に当たらない新規操業承認につきましては、資料３にあります、青森県沖合海域におけるいか釣り漁業等、総トン数５トン未満の操業承認対象者等についての内規において、委員会の会議に付し、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合に該当するかどうかを御審議いただく必要があるとされております。

今回、資料１のとおり、大畑町漁協から１件の新規の申請がございました。

添付された申請理由書等から、いずれも漁業経営の安定を理由とするもので、漁協からの副申により着実な操業と、それによる本県の地域活性化等が見込まれると推察されるところでございます。

資料２の方を御覧願います。

令和５年度、昨年度のいか釣り承認件数と今年度の申請承認件数の比較となっております。

「表１ 県内」の中頃、大畑町漁協の新規操業申請が４件となっておりますが、これは、既に承認済３件と今回の１件を合計したものでございます。

今回の申請１件を含め県内船につきましては、東部委員会については２６７隻となっております。

資料にはございませんが、西部委員会分１５９隻を加えまして、全体で４２６隻となっております。内規で定めております枠数の４９０隻以内に収まる状況となっております。

以上のことから、事務局としましては、今回の申請について、水揚げを通しての地域の活性化など、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合に該当すると判断できることから、承認して差し支えないものと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議をお願いいたします。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

県の方からは、補足説明はございません。

よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんですか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

御質問、御意見もないようですので、原案どおり承認したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、議案第2号については、原案どおり承認することに決定します。

次に報告事項について、事務局から報告を求めます。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、説明いたします。

報告資料1の方を御覧ください。

令和6年度の全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動について、令和6年7月1

0日 連合会から国関係省庁に対して実施しております。

資料2については、その内容をまとめたもの

資料3は、内容を項目ごとに整理したものとなっております。

本委員会から要望が出され、連合会の要望事項として関係機関に要望された事項につきまして、資料2を基に若干、御説明させていただきます。

資料2の方を御覧ください。

まず、太平洋クロマグロの資源管理についてですが、資料2の5ページから10ページまでが該当しております。

資料2の7ページの下段、2の①のイ及びウに係る部分が本海区委員会からの要望に該当いたします。

大中型巻き網漁業を含む各種漁業の小型魚漁獲実態について、総合的な調査等を実施し、より効率的で効果的な小型魚保護対策を検討すること。資源管理の推進にあたっては、沿岸漁業者に十分な説明を尽くすこと。

それから、大臣許可漁業の地先海面への新規参入に関しては、地元ルールを尊重するよう、強く指導することを要望として提案したところですが、これに対しては、水産庁からは、右の欄の3の②に記載があるとおおり、科学的に小型魚の漁獲規制が将来の親魚資源回復に大きく貢献するものとされていることから、令和6管理年度の大中型巻き網漁業への小型魚の配分にあたっては、300トン大型魚に振り替えることで削減し、2002年から2004年の平均漁獲実績の5分の1まで減少させた。と回答があります。

また、次の4に記載があるとおおり、今後も沿岸漁業者の理解が得られるよう、丁寧に説明を行って参りたい。

また、5に記載があるとおおり、必要な場合は、業界団体を通じて大臣許可漁業者に周知するという回答がありました。

次に8ページ、2の②の部分になります。

本委員会からは、定置網に入った小型魚を生かして放流する実用的な技術の確立を要望したのですが、これがカタカナのアの要望となりまして、これに対する水産庁の回答は継続で、右の欄の1及び2の回答となっております。

続いて9ページ、2の③のウでは、資源管理に伴う減収対策を要望したのですが、これに対しては、右欄の上部（ア）から（エ）についての1及び2で、引き続き予算の確保に努める旨の回答となっております。

あと、遊漁に対する監視指導強化につきましては、10ページ下段の3に記載されていますが、水産庁からは、右の3から6までが新規回答となっております、6年4月から公益漁場の指示に従う旨の大臣命令を直ちに発すること。これにより、速やかに罰則適応を行うこととしたという回答と、それから、今後になりますが、届出制の導入検討などについて回答されております。

本委員会からのもう1つの要望事項である、沿岸漁業と沖合漁業の調整については、

12 ページの上段 1 の③のところで要望と水産庁の回答がまとめられております。

また、他の部分、他県等からの要望につきましても、この資料 2 で全てまとめておりますので、委員の皆様において、一読をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問、御意見もないようですので、それでは、本日、予定していた議事を全て終了し、これをもちまして第 22 期第 38 回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後 1 時 47 分